

令和 8 年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和8年6月25日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和8年6月25日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第46号議案

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第7期）委員の任命又は委嘱について

第47号議案

東京都公立学校教職員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

（1）「教員のスキルアップ・プロジェクト」について

（2）令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について

～教科書調査研究資料及び令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について～

（3）令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について

（4）教職員による性暴力に関する相談実績について（令和7年度）

（5）東京都公立学校教職員の懲戒処分について

教 育 長

坂 本 雅 彦

委 員

秋 山 千 枝 子

委 員

北 村 友 人

委 員

宮 原 京 子（欠席）

委 員

高 橋 純

委 員

萩 原 智 子（オンライン）

事務局（説明員）

教育長（再掲）

坂 本 雅 彦

次長

末 村 智 子

教育監

瀧 沢 佳 宏

総務部長

山 本 謙 治

指導部長

山 田 道 人

人事部長

臼 井 宏 一

（書 記） 企画部教育政策課長

山 岸 武 尊

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和８年第10回定例会を開会します。

本日、萩原委員はオンラインで御出席されます。また、宮原委員から所用により御欠席と届出をいただいています。

本日は、東京新聞ほか５社からの取材と、７名の傍聴の申込みがありました。また、東京新聞ほか５社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがありました。許可してもよろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可をします。入室をしてください。
＜入室・カメラ撮影＞

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処します。

なお、拍手等により可否を表明することや、入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となります。

議 事 録 署 名 人

【教育長】 本日の議事録の署名人についてですが、秋山委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 ５月28日の令和８年第８回定例会議事録については、既に御覧いただいたと思いますので、よろしければ承認いただきたいと思います。よろしいですか。—— 〈異議なし〉 ——では、５月28日の令和８年第８回定例会議事録については承認いただきました。

また、6月11日の令和8年第9回定例会議事録を配付していますので、御覧いただき、次回の定例会にて承認いただきたいと思います。

次に非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第46号議案及び第47号議案並びに報告事項（5）につきましては、人事及び公表前の情報に関する案件ですので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

———〈異議なし〉———では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

（1）「教員のスキルアップ・プロジェクト」について

【教育長】 それでは、報告事項（1）「「教員のスキルアップ・プロジェクト」について」の説明を、指導部長からお願いします。

【指導部長】 それでは、報告事項（1）「教員のスキルアップ・プロジェクト」について説明をします。

報告資料の1ページを御覧ください。

1 背景を御覧ください。新たな教育のスタイルの確立の本格実施に向けた、次世代の学びの基盤プロジェクトを令和7年度から実施しています。本プロジェクトの目標は、東京都が目指す、誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育につながる、自立した学習者の育成です。この目標を達成するため、次世代の学びの基盤プロジェクトでは、資料の上段にある三つの改革を行います。その中の赤枠でお示しした②教員と組織の改革を行うべく、教職員研修センターでは資料右下の教員のスキルアップ・プロジェクトに取り組んでいます。さらに、その下に記載があるように、この一環として、大学や研究機関と連携し、研究と研修を一体的に進める教育イノベーション推進室を今年度から導入しています。

続きまして、説明資料の2ページ、2 「教育イノベーション推進室」の取組（アクション10）を御覧ください。

左に示した教師像では、新たな教育のスタイルを担う教員に求められる役割として、ローマ数字のⅠからⅤの内容を考えています。自立した学習者を育成するためには、学び続けて、成長し続ける教員が必要です。そのような教員の育成を目指し、教育イノベーション推進室が核となり、右の表にある算用数字で示した1から10までのアクションに取り組んでまいります。これらのアクションについて、教員の理解を深めるために、新たな教育のスタイルを担う教員の支援シリーズとして、10の取組内容を網羅するガイドブックを作成し、学校に周知していきます。ここまでが教員のスキルアップ・プロジェクトについての説明です。

続いて、この取組の一環として、今回公表するガイドブックの説明に移ります。資料の3ページ、3 ガイドブック「ティーチング・コーチング・ファシリテーション」（TCF）編」を御覧ください。

10の取組内容のうち、アクションの7について、学習者の状況や活動場面に応じた教師の意図的な役割の使い分けについて研究し、今までの授業観にとらわれず、子供の学びに対する教員の考え方そのものを変えていくためのガイドブックを作成します。この趣旨は、教員が生徒一人一人に伴走しながら授業を計画し、より効果的に実施する力を高める手だての一つとして、ティーチング・コーチング・ファシリテーションの意図的な使い分けについて、先生方の理解を深めてもらうためのものです。

（2）特徴について3点示しました。第一に、質問や説明などの発話に着目し、主体的な学びを実現するための視点を提示していること。第二に、ティーチング・コーチング・ファシリテーションを意図的に使い分けることの効果やその方法を提示していくこと。第三に、生成AIを用いて発話のデータを可視化し、授業改善に生かせる一つの例を紹介していることです。既に研修センターでは、模擬授業等を通して生成AIによる発話の分析を実施し、ティーチング・コーチング・ファシリテーションをどのように意図的・計画的に使っていくのかについて学ぶことのできる研修を行っています。

主な内容について、ガイドブックから抜粋してお示しします。説明資料の4ページです。例えば、安心して自分の考えを話せる環境づくりなど、主体的な学びを支援する伴走者に求められる大切な視点をこのページでは掲載しています。続いて5ページ

では、高校の総合的な探究の時間における教員の意図的な働きかけの事例を掲載しています。

なお、9月中を目途に都内全公立学校に展開する予定です。その際、ガイドブックの使い方などについて、具体的で分かりやすい動画を作成してまいります。この取組の効果を上げるためには、ガイドブックに併せまして研修とセットで考えていくことが大切です。

説明資料6ページ、4 今後の取組を御覧ください。大学等と連携しまして、新たな研修・研究の在り方を検討し、研究と実践を推進してまいります。

また、新たに大型モニターなどを備えたラーニング・ラボを整備し、研究を実証する場として活用してまいります。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 非常に期待が持てる取組だと感じました。私はA Iについて非常に関心があって、A Iによって学校や学習指導がどう変わっていくのかと考えると、三つぐらいの流れがあると感じています。それは、一つはA Iを活用して学習指導を充実させていく方法、これは今回のスキルアップ・プロジェクトに書かれていることかと思えます。二つ目は、A Iそのものの学習です。これに関しては、今回はあまり書かれていないと思います。三つ目は、A Iによって資質・能力観、学力観が変わっていくことを想定していかなければいけないのではないのでしょうか。もはや東京大学の入試問題であっても、A Iが首席合格だという時代にあっては、やはり目指すべき資質・能力も近い将来変わるのだと想定していくことになる、自立した学習者の育成のその先に多分、新しいA I時代の学力観が存在すると思うのですが、その辺りのイメージはどのようにお考えですか。

【指導部長】 まず、A Iを使っていく場面、それから我々がA Iに学習させて使っていく場面、その先を考えていくことは大変重要です。ただ、現在のところ、先生方に直接指導する場面に焦点を当てていますので、今後、今頂いた御意見を踏まえてもう少し深めてからお話ししたいと考えています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。非常に様々な角度から先生方が知りたいと思うことが提示されるガイドブックになっていくのかと期待をしています。今、高橋委員が御指摘になった、これからの資質・能力に関連するのかと思うのですが、先生方自身がどのような資質・能力を身に付けるべきなのかという時に、先生方自身がやはり主体的に考えていただくことで、ティーチング・コーチング・ファシリテーションは、これは本当に分かりやすく例が出ていていいのですが、これを単に型として当てはめて使おうとするのではなくて、やはり授業は生き物であるわけで、場面、場面で流れがあって、ある場面ではもちろんティーチングを、より、でもそこにコーチングが入ったり、発話も、発話することも大事だけれども、しないことが大事だったり、いろいろな柔軟さが実際の教室の場面ではあると思います。その辺りを、先生方は真面目過ぎて、このガイドブックに忠実であろうとし過ぎて、主体的に考えることをなくしてしまわないように、これを参照しながら、いかに自分で主体的に使っていくかが大事なことは是非、もちろんそれを強調されると思うのですが、是非強調していただきたいと思って、コメントさせていただきました。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。ガイドブックの策定は重要な取組だと思いますが、作成・配付のみで終わらないように、仕組みづくりをしていただきたいと思います。これまでも様々な分野で優れた手引やガイドラインが作成されていると思いますが、現場で十分に活用されないままになっていることもあるのではないかと思います。動画を作られるとありましたけれども、今回のプロジェクトでは、DXの活用が大きな柱と挙げられていますので、ガイドブックも電子化し、それから動画教材、事例集、確認テストなどと組み合わせながら、教員が必要な時に繰り返し学べる環境を整備していただきたいと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

教育監から、補足の説明をお願いします。

【教育監】 ありがとうございました。今、頂きました御示唆を含めて進めていきたいですが、先ほど高橋委員からもありました、どのような子供の学力観を持って進めるのかについて、今回のスキルアップ・プロジェクトの元になっている新たな教育のスタイルに向けた取組について、これは以前の教育委員会で報告させていただいてる中で、このような表記をしていて、自立した学習者を育成する中に、「知識や思考力、創造性、社会性などとともに、生涯に渡り、持続的に学び続ける力、自分で選択し決定する力（自己デザイン力）を持ち、協働して課題解決に取り組める」と一旦書いていて、ここは恐らくOECDのエージェンシーなどの概念と非常に親和性の高いもので、同じ方向で進んでいるのだと認識をしています。

ただ、まだかなり抽象度が高かったり、それとこの研修の中身との関係性がまだ曖昧なところもあると思いますので、御指摘も含めて更にブラッシュアップしていきたいと思っています。

【高橋委員】 ありがとうございました。よく分かりました。

【教育長】 では、萩原委員をお願いします。

【萩原委員】 御説明ありがとうございました。別資料で頂いた、生徒へのアンケートで、教員にかけてもらいたい言葉として最も多かったのが、承認というのが印象に残っていて、やはり何歳になっても、自分を見てくれているのだ、認めてくれているのだと感じられる関わりを求めているのだと改めて実感をさせていただきました。今回のような、教員のスキル向上はとても大切な取組だと感じているのですが、ただ、スキルを身に付けることが目的にならないようにしていただきたいとも思っています。やはり子供たちが求めている承認という言葉や声も思いも大切にさせていただいて、教員と生徒の関係性を土台として取り組んでいただけたらうれしく思います。そのためにも、教員が子供たちと向き合う時間、心の余裕を持てるように環境整備や業務改善、学びの時間の確保も、引き続きになりますが、より一層推し進めていただきたいと感じています。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきましては報告として承りました。

(2) 令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について

～教科書調査研究資料及び令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について～

【教育長】 それでは、報告事項の（2）「令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について～教科書調査研究資料及び令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部）について～」の説明を、引き続き指導部長からお願いします。

【指導部長】 来年度使用する、小・中学校等の義務教育諸学校の教科書につきまして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、教科用図書選定審議会に意見を聞いて業務を進めていますが、3月26日の第5回定例会で御決定いただきました諮問事項のうち、「教科書調査研究資料について」と、都立の義務教育諸学校における「令和9年度の使用教科書採択について」の2項目について、6月2日に開催した第2回東京都教科用図書選定審議会で御審議の上、答申を頂きましたので報告します。

本日ですが、資料を行き来しながらの説明となりますため、報告資料と別紙の資料の一部を説明用にまとめ、説明箇所を赤囲いなどで強調したものをタブレットに格納しています。こちらが分かりやすいと存じますので、タブレットを御覧いただきますようお願いします。次の報告事項（3）についても、同様にタブレットに映した資料を中心に説明させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、タブレット資料の2枚目を御覧ください。

答申の内容を説明します。まず、調査研究資料について、赤囲いで示しています。

1 「令和9～11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書）」は、調査研究資料として適切であることが認められる。

また、採択資料について、青囲いで示しています。

2 「教科書採択資料」は、令和9年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書を採択する際の資料として適切である。このため、ピンク囲いで3において、3 都教育委員会はこれらの資料を採択に当たっての資料として、都教育委員会の責任と権限において適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対して、1の調査研究資料を十分に活用するよう指導、助言又は援助を行うことという内容の答申です。

タブレット資料の3枚目を御覧ください。

赤囲いで示してある、1の調査研究資料ですが、知的障害の特別支援学校等において、1年間を通して教科書として使用する絵本などの一般図書について、令和8年度使用の調査研究資料に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦のあった図書を対象に新たな調査研究を行いました。調査研究に当たりまして、第1回審議会の答申で示されました内容に基づき、児童・生徒等の障害の実態等を十分考慮して、図書の内容や構成上の工夫などについて調査をしました。

また、一般の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮等についても併せて調査をしました。

青囲いでお示ししている、2の教科書採択資料につきましては、今後、都教育委員会において採択していただく教科書に関し、その種類や選択方法ごとに作成した資料です。

なお、今年度につきましては、採択替えの年度に当たりませんので、継続して同じ教科書を採択することとなります。調査研究資料は資料1、採択資料は資料2にまとめています。それぞれの資料について、具体例を含めながら御説明をします。

タブレット資料の4枚目を御覧ください。

最初に赤囲いで示してある、令和9～11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）の説明をします。

タブレット資料の5枚目を御覧ください。

資料 1、令和 9～11年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（一般図書）の 4 ページの部分を抜き出したものです。知的障害の特別支援学校等で使用する教科書につきましては、発達段階に合った図書を選定することが非常に重要です。このため、中ほどの表にあるとおり、A から C の三つの発達段階を想定して調査研究を行いまして、教科・種目別、発達段階別に資料にしています。

タブレット資料の 6 枚目を御覧ください。

次に、調査研究資料の具体例として、今回新たに追加した図書のある 246 ページの部分を抜き出したものです。左上に、【英語 発達段階：C】と表示しています。中央の黄色で示している図書『いっきに極める小学英语 おさえておきたい英語のルール① b e 動詞・一般動詞』を御覧ください。今回、新たに追加した図書には、一番上の枠、種No.枠のところに星印を付しています。発行・著名・著者・定価のほか、図書の「内容」と、全体の構成や表記・表現・製本といった「構成上の工夫」についてまとめています。

また、下段の「その他」の欄には、市販の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項や、その他参考となる事項等を記載しています。「内容」については、b e 動詞や一般動詞を用いた文法の基礎及びそれらを用いた基本的な表現を学習できる内容で、音声アプリや音声ファイルによって発音やリスニング問題を聞くことができること、「構成上の工夫」については、文法項目ごとに 41 の項目があり、各項目が見開き 2 ページの構成であることや、音声を活用してルールの理解を促し、例文を言う・書く活動及び問題演習を各項目に配置していること。「その他」については、音声アプリ等をダウンロードして聞く活動を重視した構成であり、聴覚に障害のある児童・生徒には配慮が必要であることなどを記載しています。

このように調査研究を行った上で、1 年間を通して教科書として使用するに適している図書を 15 冊追加しています。令和 8 年度使用の調査研究資料から、絶版により供給不能となった図書を削除し、この 15 冊を追加した合計 706 冊の一般図書を資料 1 に掲載しています。

続いて、タブレット資料の 7 枚目を御覧ください。

次に、青囲いでお示ししている資料 2、令和 9 年度使用教科書採択についてです。

こちらは来年度、都立の義務教育諸学校で使用する教科書について、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の3種類に分け、実際に採択していただく際の参考になるよう一つにまとめたものです。

タブレット資料の8枚目を御覧ください。

まず、文部科学省検定済教科書です。小学校用教科書、中学校用教科書については、採択替えの年度に当たりませんので、継続して同じ教科書を採択することとなります。なお、例外として、採択している教科書が発行されない場合や、新たに検定に合格した教科書がある場合などがありますが、それらに該当するケースはありません。

ここからは、該当ページを資料2からそれぞれ抜粋しています。資料2ページは、都立小学校の教科書の一覧です。3ページと4ページは都立中学校・都立中等教育学校前期課程の教科書一覧です。6ページは、特別支援学校小学部の教科書一覧、7ページは、都立特別支援学校中学部の教科書一覧です。

次に、文部科学省著作教科書です。障害のある児童・生徒が学習内容をよりよく理解できるよう、教育部門に依拠して文部科学省が著作、編集した教科書です。ここでは、その全てについて、障害種別、小・中学部別に一覧でお示ししてあります。

資料2の9ページから15ページにかけては、視覚障害者用〔点字版〕の一覧です。

16ページは聴覚障害者用の一覧、17ページと18ページは知的障害者用の一覧です。

20ページと21ページは、特別支援学校（小学部・中学部）において、教科書として使用する一般図書のうち、点字版の一般図書の一覧です。

22ページから26ページにかけては、拡大版の一般図書の一覧です。27ページ目からは、知的障害特別支援学校並びに視覚障害・聴覚障害・肢体不自由及び病弱特別支援学校における知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程用の一般図書の一覧です。

28ページ目においては、先ほど説明したとおり、今年度の調査研究により新たに追加した一般図書を、色を付けた表示をしています。このページ以降も、色を付けて表示している図書は、今年度新たに追加した図書となり、合計15冊あります。これらの一覧を52ページにかけて記載しており、来年度、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する一般図書の採択資料とするものです。本日は時間の関係上、一部を抜粋して説明しましたので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に、報告資料に戻りまして、2 ページ下段のピンク囲いでお示ししてありますとおり、3、資料の取扱いを御覧ください。本日説明しました資料等を十分に活用いただきまして、今後、都教育委員会の責任と権限において、来年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書については採択を行っていただきます。7月下旬の教育委員会定例会で採択していただく予定です。

報告は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。よろしいでしょうか。

特に御質問・御意見がありませんので、本件につきましては報告として承りました。

(3) 令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について

【教育長】 続きまして、報告事項（3）「令和9年度使用都立高等学校（都立中等教育学校（後期課程）及び都立特別支援学校（高等部）を含む。）用教科書の調査研究資料について」の説明を、引き続き指導部長からお願いします。

【指導部長】 タブレット資料の1枚目を御覧ください。

令和7年度に新たに検定に合格した、高等学校用教科書について、調査研究資料を作成しましたので報告します。

タブレット資料の2枚目を御覧ください。

赤囲いで示した、1 調査研究の対象とした教科書の欄を御覧ください。今回、対象となる教科書は、学習指導要領に基づく、主として中学年用の教科書でして、220点あります。

次に、青囲いで示した、2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目についてですが、調査研究は各教科の違いが明瞭に分かるよう、内容及び構成上の工夫の二つの観点から実施しました。まず、内容についてですが、学習指導要領の各教科・科目の目標等を踏まえ、この目標等と関連する調査項目を教科ごとに設定し調査をしました。さらに、全ての教科において、「我が国の伝統や文化、国土や歴史

に対する理解、他国の多様な文化の尊重に関する特徴や工夫」、「固定的な性別役割分担意識に関する記述」などについて調査を行っています。

また、構成上の工夫についてですが、教科書の構成等について、デジタルコンテンツの扱い、ユニバーサルデザインの視点に加えて、今年度から新たな教育のスタイルに対応した調査項目として、自立した学習者の育成に資する工夫についても調査をしました。

続いて、タブレット資料の3枚目を御覧ください。報告資料（3）2ページの赤囲いで示した、3 都立特別支援学校（高等部）において使用する教科書の調査研究の項目を御覧ください。都立特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究については、障害のある生徒にとって学習の課題や要点を単元の初めや終わりにまとめてあり、学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句を文や図、絵、写真等を使って視覚的に分かりやすく解説しているかなど、使いやすいものかどうかという視点に立って、内容及び構成上の工夫について調査研究を行いました。

以上について、資料を御覧いただきながら説明をします。

令和9年度使用高等学校用教科書調査研究資料として、資料1 共通教科、資料2 専門教科、資料3 特別支援学校の3種類があります。時間の関係もありますので、資料1と3について具体例を含めながら説明をします。

タブレット資料の4枚目を御覧ください。

資料の1、令和9年度使用高等学校用教科書調査研究資料（共通教科）です。共通教科には8教科24種目ありますが、今回は英語コミュニケーションⅡを例として説明を申し上げたいと思います。画面は調査研究資料の376ページ中扉を示しています。令和9年度に使用される教科書として、教科書目録に掲載されている英語コミュニケーションⅡの教科書が28点あります。教科書の記号・番号欄に黒のひし形が付いているものが、学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示しています。

タブレット資料の5枚目を御覧ください。

377ページです。この項目には、学習指導要領における教科・科目の目標等を示しています。高等学校学習指導要領では、全ての教科において子供たちがその教科の学

習を行う際に、言葉による見方・考え方、数学的な見方・考え方などにより学習活動を行うことで、子供たちの学びの質を向上させることを目指しています。外国語は、青囲いで示してあるとおり、外国語によるコミュニケーションなどを通して情報や考えなどを的確に理解したり、適切に表現したり、伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成することを目指す教科です。

タブレット資料の6枚目を御覧ください。

379ページです。調査項目等を具体的に掲載しています。（１）内容、（２）構成上の工夫の２区分に分けて調査研究を行っています。今回の調査研究では、昨年度と同様に、教員の指導に即した教科書の記述の特徴を定性的に示すことができるよう調査を行っています。

英語コミュニケーションⅡでは、a 単元などの内容や時間のまとまりを通して、その中で育む資質・能力の育成という調査項目により、各単元などにおいて五つの領域別の言語活動や、複数の領域を結びつけた統合的な言語活動が扱われているか。b

コミュニケーションの目的や場面、状況などに応じた言語の使用場面の設定という調査項目により、各単元などにおいてそうした場面が設定されているかを見極めるなど質的な調査を行っています。そして、これらの各教科の特性を踏まえた調査項目に加えて、全ての教科に共通する調査項目として、人権や防災など、東京都の施策等に沿った調査も行っています。

また、学校における男女平等参画の推進の視点から、固定的な性別役割分担意識に関する記述等についても調査を行っています。

さらに、構成上の工夫という項目では、調査項目ではデジタルコンテンツ、ユニバーサルデザイン、自立した学習者の育成に資する工夫の視点で、構成及び記述の特徴を文書でまとめています。

それでは、調査結果を実際に御覧いただきたいと思います。タブレット資料の8枚目、381ページです。

まず、（１）内容の調査結果につきましては、五つの領域別の言語活動に関する教科の特徴的な内容を記載しています。その他の項目は、全共通教科で設定している項目の調査結果です。「我が国の伝統や文化、国土や歴史に対する理解、他国の多様な

文化の尊重に関する特徴や工夫」では、教材の中で我が国の文化や伝統芸能等について扱っている教材名を記載しています。

(2) 構成上の工夫の調査結果につきましては、デジタルコンテンツやユニバーサルデザイン、今年度から新たに追加した自立した学習者の育成に資する工夫に関することをまとめています。

以上が高等学校の英語コミュニケーションⅡの調査結果です。

タブレット資料の9枚目を御覧ください。

続いて、資料の3、高等学校用教科書調査研究資料（特別支援学校）です。先ほどと同じ、英語コミュニケーションⅡを例に説明します。

特別支援学校高等部の生徒にとって使いやすいものになっているかについて、内容及び構成上の工夫の観点から調査をしたものです。学習の目標が各科の冒頭に示してあるなど、学習の見通しを持って要点を押さえた学習ができるか、学習のポイントとなる重要語句等の示し方を調査して、読みやすさや見えやすさなどについてまとめています。

資料2の高等学校の専門教科については説明を割愛させていただきましたが、以上が教科書調査研究資料の説明です。

最後に、タブレット資料10枚目を御覧ください。

報告資料(3)2ページに戻りまして、下段4 「教科書調査研究資料」の取扱いです。ただいま説明しました教科書調査研究資料につきましては、今後速やかに各都立学校等に周知し、各学校に設置した教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用します。都教育委員会では、これらの調査研究資料と、各都立学校等による教科選定の結果等を総合的に判断して、各都立学校等で使用することが適当と認められる教科書採択をしていくこととなります。8月下旬の教育委員会定例会で採択していただく予定です。

報告は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 本当にこの取りまとめが膨大な作業で、本当に大変お疲れ様でした。

一つ質問なのですが、自立した学習者の育成に資する工夫は、非常にこれは重要な項目で、都教委として目指していく方向として一致している重要な調査項目だと感じています。とはいえ、教科書の性質を考えると、先生が教える教科書で、やはりこの自立した学習者の育成に関わる部分や、教科書会社から見たらどちらかというと先生の仕事で、その教材を上手に使って、自立的な学習者を育ててよという主張なのかもしれないと思いつつ、小・中学校の教科書であれば、結構やはりこの手の記述はすごく増える傾向にあると感じています。高等学校でもすごくあるので、そのような調査をしていくのかなと思います。つまり、教科書から教材というか、学習側に移っていくための調査項目なのだと感じています。その上で、これをぱらぱらと見ていくと、巻頭に手引がある、巻頭に使い方がありと書かれているものが結構多いわけで、一部には、それぞれのページの中で問いを立てています、進め方が書いてありますと書いてあって、いろいろ少し疑問に思ってしまうのは、巻頭に手引を掲載すると書かれている教科書が、実は教科書本体内にはないから巻頭にと書いているのか、あるいは教科書の内部にもあるけれども、たまたま教科書の使い方が巻頭にあるとだけ書かれているのか、恐らく巻頭に説明がないということは多分ないと思います。

この辺りの記述の粒度について、もし何か基準や考え方があればお聞かせいただきたいと思いました。

【指導部長】 今年度新たに追加した項目で、調査研究についてもまだまだ基準がぶれているかもしれません。ただ、教科書巻頭には必ずあるので、中にあることはないとはいえます。ただ、ここに記載する上で、紙面の都合もあって、このようになっていると理解していただければと思います。ただ、来年度以降行っていく時に、もう少し使う側に立って、生徒の視点からどうかはもう少し加えていくことが重要かと思っています。

【高橋委員】 このような質問をしてしまうと、また仕事を増やしてしまうことになるので、本当にちゅうちょしたのですが、ここの部分について各高校などで教科書を選定する際によく見ていただくことが、前の議題である自立した学習者を育てる上で、先生方にとっていい研修になるのではないのでしょうか。どこに書かれているか、先生自身にも見ていただくことが非常に重要だと思いますので、資料の充実というよ

りかは、現場で選ぶ先生方のいい研修のきっかけになればと願って発言しました。

以上です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。本当にこれは膨大な量で、いつもこれだけの情報をまとめてくださって本当にありがとうございます。今、高橋委員が御指摘になった、自立した学習者の育成に資するための、例えば探究的な学習をする時に、教科によっては、いわゆる自然科学分野の教科の中では、教科によっては単純に科学的な知識の整理について記載している教科もあるのですけれども、子供の生活や社会の在り方など、そちらにも引きつけて説明をしている教科もあって、それぞれの教科の御担当の方々がどこを意識してまとめたかによるのだと思うのですけれども、非常に幾つかの教科に関しては、単純に科学的知識の整理だけがされているのではなくて、しっかりと子供が日常生活で体験することに結びつけて、このようなことが記載されています、社会のこのような在り方について関連付けられていますと書かれていて、非常に感心しながら拝見しました。ですので、できるだけそのようなことが明確に書かれている教科書は、正に先ほど高橋委員がおっしゃったように、教材として使っていく時に、先生たちが子供たちに意識付けをする時に非常に役に立つ記載だと思いますので、この辺り、少し教科間の差がありますが、とても優れた、どの教科とは今ここでは申し上げませんが、とても優れた分析をされている教科もありますので、その辺りは是非今後も、ほかの教科も含めていろいろ工夫をしていって、単純に何が書かれているではなくて、それがどのように学びにつながっているのか手がかりになるものが本当に今回拝読するとあり、非常に感心しましたので、また是非これをより積極的に進めていただけるとありがたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。またたくさんの資料をありがとうございます。心して選定したいと思います。

少し話題は変わるのですが、小学生のランドセルは想像以上に重たいです。

よくあれを背負って毎日通っているなと思うのですけれども、学習用デジタル教科書が出てくると、少し子供たちは楽になるのでしょうか。

【指導部長】 少し申し上げにくいこともありますがけれども、取りあえず今我々はもうモデル校でデジタル教科書は研究しています。だとすれば、持ち運ばなくてもできるようになりますし、うちで勉強する時に持っていかなくてもできるなど、いろいろなことができるようになってくると思いますので、楽にはなると思います。

【秋山委員】 教科書はとても大事です。

デジタル教科書にならない教科書もあると思います。そうなった時に、やはり子供たちの負担をどうやって軽減するかを、学校生活の中で考えていただければと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきましては報告として承りました。

（４）教職員による性暴力に関する相談実績について（令和７年度）

【教育長】 それでは、報告事項（４）「教職員による性暴力に関する相談実績について（令和７年度）」の説明を、人事部長からお願いします。

【人事部長】 それでは、報告事項（４）について説明します。

１ページです。令和４年度の教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行を受けまして、都教育委員会では令和４年４月から教職員による性暴力の第三者窓口を設置しまして、弁護士による電話相談、メールでの相談、さらに相談シートを都内公立学校の全ての児童・生徒に配付しまして、性暴力事案の早期発見や未然防止に取り組んでいます。

また、令和５年度からは、児童・生徒が教職員に対する不安や悩みをワンストップで相談できますよう、体罰や不適切な指導なども含めて記載できるよう、相談シートの見直しを行ったところです。

令和７年度の合計相談件数につきましては774件となっておりまして、令和６年度比

で259件の減少となっています。この相談件数が減少したことに関しましては、相談窓口の認知が広がりまして、従来、一定数ありました具体的な内容を伴わない、事実確認が困難な相談が減ったと分析をしています。内訳としましては、電話・メールによるものが80件、相談シートによるものが約9割の694件になっていまして、学校種別では小学校が最も多くなっています。

2 ページです。こちらについては、相談内容ごとに内訳を示しています。公立学校の教職員に関する相談につきましては498件ありまして、うち性暴力が疑われるものが52件ありました。そのうち性暴力の事実が認められたものが1件ありまして、こちらにつきましては懲戒処分により対応済みです。

また、性暴力の事実が認められなかった21件につきましても、児童・生徒からの誤解を招くことがないように注意喚起を行っています。

なお、事実確認が困難なものとしましては、例えば数十年以上前の相談案件や、既に退職済みの教員に関する相談等がありました。

次に、教職員の指導に関する相談につきましては446件ありまして、うち事実が認められたものが121件ありました。事例としましては、日常的な教員の子供への接し方等についての相談が多く、それらにつきましては、学校や教育委員会から指導法について助言をするなどしています。同様に、事実が認められなかったものや、事実確認が困難であったものについても、必要に応じて注意喚起を行ったり、児童・生徒の動向を注視するなどの対応をしています。

そのほか、教職員に関するものではありませんが、児童・生徒同士でのトラブルが疑われる相談が222件ありまして、家庭のトラブルが疑われる相談も16件ありました。こういった相談や、公立学校以外に関する相談や意見等につきましては、関係機関に情報提供するなどしています。引き続き第三者窓口について周知するとともに、周りの大人に直接相談しやすい雰囲気づくり等を通じまして、児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでいきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、何か御質問・御意見はありませんか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 御説明ありがとうございました。相談の窓口の整備によって、児童・生徒が声を上げられる仕組みができたことはとても評価したいと思います。

質問が2点あります。一つは、この事実確認がどのような方法で行われているか。例えば学校関係者に聞き取り、学校訪問あるいは本人や保護者への聞き取り等々により実施されているか。もう1点は、この事実確認は学校環境を見直す機会になっているのか。実際に保育現場では、通報を契機として、施設への指導、環境改善につながっています。

学校においてもそのように事実確認をしながら、学校全体の改善、それから再発防止に活用されているかを教えてください。

【人事部長】 まず1点目の確認方法につきましてですが、まずこういった相談窓口に寄せられましたら、区市町村教育委員会ないしは都立学校の場合は学校経営支援センターに、まずこの案件について共有をします。そこから学校に対して情報共有しまして、そして教員や本人あるいは保護者に対して必要に応じて聞き取りを行います。重大なものにつきましては、別途、外部専門家の支援を受け、弁護士や心理の専門家の方、福祉の専門家の方も介入しながら相談を受けまして、場合によっては警察に通報しながら対応しています。

2点目の、見直しの契機とすることですが、具体的に事案が認められなくても、そういうことを通じて、グレーゾーンの抑止効果につながるものが十分あると考えています。

【秋山委員】 この抑止効果、それから再発防止を意識して、事実確認を行っていただけるといいと思います。

【教育長】 続いて、萩原委員、お願いします。

【萩原委員】 子供たちが安心して相談できる環境を整えられていること、改めて大切だと感じています。今後も本当に子供たちが声を上げやすい環境づくりを進めていただければと思います。実際に相談につながった子供たちが、その後安心して学校生活を送れるように、現在はどうのようなフォローや心のケアが行われているかについて教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【人事部長】 実際に相談をした子供たちのその後のことですが、これは学校によ

ってはスクールカウンセラーなどの専門家の方にも適宜絡んでいただきながら、フォローやケアを繰り返し行っています。

【萩原委員】 実際には子供たちは安心して学校にきちんと通える状況に、ほとんどの子になっているという認識で大丈夫でしょうか。

【人事部長】 いろいろ個々のケースはありますが、そういった相談体制をきっちり整えることによって、安心して学校に通えるようになった事例が多く出ていることは事実です。

【萩原委員】 何度もすみません。あつてはいけないことですが、いろいろなパターンでいろいろなことが起きていて、その子その子にとっていろいろなフォローの仕方、ケアの仕方は変わってくると思います。是非大切にさせていただけたらいいと思っています。今後もよろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 非常に重要な取組の御報告をいただいたと思っています。少し見解というか、考え方を伺いたい点があつて、四つか三つぐらいになるかと思うのですが、一つは、データは2か年でしか拝見できていないので、まだ分からないところはあるのですが、今回1,033件から774件に減ったのは、いいことと捉えるのか、逆に分かりにくく水面下になってしまっていると考えたらいいのか、この辺りの解釈の仕方について御見解があつたら伺いたいのが1点です。

二つ目は、小学校がほかの校種に比べて結構突出して多いことについて、少し御見解を伺いたいです。

もう一つ、先ほど御説明があつたのですが、調査困難な場合で、御退職されている先生がいらっしゃる、資料そのものにも特定できないなど書かれているのですが、これもまた10件から27件に増えている、倍増以上していることについて、何か御見解があつたら伺いたいです。

あと、相談シートに傷付く言葉を言われたという項目が追加されたそうですが、このことについて何か、この点について相談があつた、実績や、具体的にあつたのかどうか、もしあれば伺いたいです。よろしくお願いします。

【人事部長】 まず、データですけれども、今回1,033件が774件に減っています。これにつきましては、どこで減ったかと申し上げますと、具体的な内容を伴わない、事実確認が困難な案件が大幅に減っています。従来の過去3か年ぐらいを見ますと、大体30%ぐらいこういった案件があったのですが、今回については十数%に減っています。ですので、この窓口はある程度機能していることが周知されてきた証しとして、なかなか理解し難い案件が減ってきていると捉えています。

それから、小学校が6割ぐらいを占めていることですが、これにつきましては、やはり小学校の児童数の比率が多いことに比例していると考えています。

それから、今回10件から27件に性暴力の事実確認が困難であった件数が増えたことですが、これについては、なかなかなぜかは難しいのですが、例年これぐらいの幅で比率が動くことがありますので、特段何か事情があったとは捉えていません。

最後の相談シートは、令和5年度に相談シートを変えまして、いわゆる傷付く言葉を言われたところを変えています。これについては、かなりやはり件数的には多くなりまして、かなり多種多様な相談が寄せられています。

【教育長】 念のため、萩原委員が挙手のままです。何かありますか。大丈夫ですか。

ほかにいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

【北村委員】 御説明ありがとうございます。こういった窓口を通して、子供たちが嫌な思いをした時に相談できるのはとても大切なことだと改めて思いますが、同時に、特に今、小学校の低学年や、あるいは特別支援の子たちで、これが性暴力なのかどうなのか分からないケースというか、本人たちも自覚しないままに嫌な思いをしたりしてしまっているケースもあるかと思しますので、いろいろな形で今後も働きかけをして、子供たちが本当に安心して学校に通える環境を作っていただきたいと思います。これはお願いでコメントさせていただきます。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御質問・御意見はありませんので、本件につきましては報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会は、7月9日木曜日午前10時から教育委員会室にて開催したいと思います。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の定例会については7月9日木曜日午前10時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——

では、次回の定例会は今申し上げたとおり行いたいと思います。

それでは、これから後は非公開の審議に入りたいと思います。

(午前10時58分)